

豐中市東豐台公民分館



豊中市東豊台公民分館 規約

第一章 名称及び場所

第一条 本分館は東豊台公民分館と称し、豊中市立東豊台小学校内におく。

第二章 目的

第二条 豊中市公民館条例、同施行規則に準じて本分館地域の住民の友好を深め、これを基盤として社会教育を実施し、地域内各種団体との連絡調整を図り、地域住民の連帯意識と教養の向上を図ることを目的とする。

第三章 方針

第三条 1. 豊中市立公民館と緊密な連絡をとり、公正かつ民主的に運営をする。
2. 専ら営利を目的とする事業を行わず、また、特定の宗教や宗派、特定の政党を支持、援助したり反対したりしない。

第四章 事業

第四条 本分館は、その目的達成のためその方針に基づき、概ね次の事業を行う。
(1) 地域住民の文化水準、教養を高めるための事業
(2) 地域住民の体力向上のための事業
(3) その他社会教育推進のための事業
(4) 地域内各種団体の連絡調整を図る事業

第五章 運営委員会

第五条（目的）

本分館の事業を公正かつ円滑に推進するために運営委員会をおく。

第六条（任務）

運営委員会は、分館長の諮問に応じ、概ね次のことを審議する。

1. 分館長候補者の推薦に関する事。
2. 事業計画及び報告、予算及び決算に関する事。
3. 分館のグループ育成に関する事。
4. 規約改正に関する事。
5. その他重要な分館運営、活動促進のため、分館長の諮問に関する事。

第七条（構成）

運営委員会は、地域の学校代表者（Ⅰ号）、各種団体の代表者（Ⅱ号）、公民館活動経験者（Ⅲ号）の中からより、分館長が委嘱した20名以内の委員をもって構成する。

第八条（組織）

運営委員会は、委員の互選による運営委員長、副運営委員長とその他の運営委員により組織する。

- (1) 運営委員長 1名 運営委員会を統括する。
- (2) 副運営委員長 1名 運営委員長を補佐し、運営委員長事故あるときは任務を代行する。
- (3) 運営委員 14名 運営委員会のすべて、議決にあたる。また、その資質に応じて事業各部を分掌することができる。

第九条（会義）

運営委員会は、定例委員会と臨時委員会、書面による書面委員会の三種類とする。定例委員会は、毎年4月と3月に開き、臨時委員会は、臨時開催する。定例会と臨時委員会は、書面委員会に代えることができる。

第十条（召集）

運営委員会は分館長が召集し、運営委員長が議長となる。また、全委員の4分の1以上の要請があるときは会を開かねばならない。

第十一条（議決）

- (1) 運営委員会は、全委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の時は議長が決する。

- (2) 書面委員会は、全委員の過半数の回答により成立し、回答数の過半数をもって決する。可否同数の時は、運営委員長が決する。

第十二条 (任 期)

運営委員の任期は一年とし、任期内に学校・各種団体・各地域の代表の地位を離れたときは、自動的にその資格を失い委員長の依頼により後任者を選出する。中途補選者の任期は、前任者の残任期間とする。

第十三条 運営委員の再任は妨げない。

第六章 役員及び顧問

第十四条 本分館は次の役員を置く。

- (1) 分館長 1名 本分館を代表し、本分館の事業を統括する。
- (2) 副分館長 若干名 分館長を補佐し、分館長事故あるときは任務を代行する。
- (3) 分館主事 1名 分館の会計・書記にあたりその他の事務を行う。
- (4) 分館主事補 若干名 分館主事の補佐にあたり、各部事業に協力する。
- (5) 部長 3名 事業部の企画、統括を行う。
- (6) 副部長 若干名 部長の補佐にあたる。
- (7) 推進室 若干名 分館の企画・情報を推進する(随時)。
- (8) 行事調整役 若干名 学校と分館の調整役

第十五条 1. 分館長は運営委員会の推薦により公民館条例施行規則によって委嘱する。
2. その他の役員は、分館長が運営委員会にはかり合議により分館長が委嘱する。

第十六条 役員の任期は2年とし再任は妨げない。

第十七条 (顧 問)

- 1. 当分館の重要な事項その他分館長の相談に應えるため顧問を若干名おくことができる。
- 2. 顧問は、分館長経験者、学識経験者など運営委員会の推薦によって分館長が委嘱する。
- 3. 任期は役員に準じ再任は妨げない。

第七章 会 議

第十八条 本分館の会議は次の通りとする。

- (1) 役員会 事業の実際運営について協議する。
- (2) 実行委員会 大きな事業など必要に応じ実行員会を組織し、事業の企画と実施方法について協議することができる。
- (3) 全体会 運営委員、分館の全役員及び事業部員によって構成し、事業の実施方法の徹底と親睦を図る。
- (4) 各部会 各部の事業を企画し、事業実施について協議する。

第十九条 各会議は必要に応じて分館長が臨時招集する。

第二十条 各会議の成立及び議決は運営委員会に準じる。

第八章 事 業 部

第二十一条 本分館には次の部を置き、各部は部長、副部長、部員で構成する。

- (1) 総務部 分館活動のPRと地域住民の親睦を図る事業に関する事。
- (2) 文化部 講座・講演・社会見学・文化祭・学習サークル等文化活動に関する事。
- (3) 体育部 軽スポーツ・ハイキング・体育サークルに関する事。

第九章 経 費

- 第二十二条
- 1. 本分館の経費は市予算と賛助金によってまかなう。
 - 2. 本分館の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日終わる。

第十章 付 則

第二十三条 1. 本規則は、昭和59年4月1日より実施する。

2. 本規則の改正は、運営委員会において行う。
3. その他細部については、別に定める。
4. 本規約は、昭和61年3月29日規約一部改正
5. 本規約は、平成13年3月14日規約一部改正
6. 本規約は、平成14年2月 2日規約一部改正
7. 本規約は、平成20年3月15日規約一部改正
8. 本規約は、平成24年5月12日規約一部改正
9. 本規約は、令和 3年4月18日規約一部改正

《註》

- (1) 体育祭・文化祭・盆踊り等の大きな事業は、その都度〇〇実行委員会を組織して実施する。
- (2) 各部は地区、団体等への徹底を期するため、各サークルから2名、地区団体から1～2名の部員によって構成する。
- (3) 各サークルは、それぞれ規約をもち会務を確立し、運営委員会の承認を得て活動する。